

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人藤田太郎の上告趣意のうち、憲法三八条一項違反をいう点は、原審における主張・判断を経ない事項に関する違憲の主張であり、判例違反をいう点は、原判決は所論の点につき何ら判断を示していないから、所論は前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張にすぎず、また、弁護人大川立夫の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、原判決は所論の点につき何ら判断を示していないから、所論は前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年二月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山	亨	
裁判官	中	村	治	郎